徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第８０３号　令和７年３月１８日発行

目　　次

※は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
１４５※	徳島県議会の定例会を定める件の一部を改正する件	財政課
１４６	生活保護法の規定による指定介護機関の指定を取り消した件	地域共生推進課
１４７	保安林を指定する件	森林土木・保全課
１４８	保安林予定森林に関する通知を受けた件	同
１４９	同	同
１５０	同	同
１５１	同	同
１５２	同	同
１５３	同	同
１５４	同	同
１５５	同	同
１５６	保安林予定森林を告示する件	同
１５７	森林管理重点地域の指定をする件	同

徳島県告示第百四十五号

昭和四十年徳島県告示第四百二十五号（徳島県議会の定例会を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

本則中「十二月定例会」を「十一月定例会」に改める。

徳島県告示第百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十一条第二項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	取消年月日
株式会社エージングアシスト	徳島市住吉一丁目四番三三号	おかがわ内科デイサービス大和	徳島市川内町平石夷野二四番地	通所介護	令和七年二月二十七日

徳島県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇、大字生実字木屋敷一四の一

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百四十八号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三五の一、七二三五の二

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百四十九号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷落合六〇三の二、六〇三の三

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷奥ノ井一二八の一

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町阿野字松尾一〇一の三九、一〇一の四一から一〇一の四五まで、七三七、七八六の三六から七八六の三八まで、七九二の一から七九二の四まで、七九二の七、七九二の八、七九二の一一、七九二の一三、七九二の一四、七九二の一四の一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾一〇一の三九・一〇一の四一・一〇一の四二・七九二の一三・七九二の一四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町古宮字田野内四五〇、四五一の一から四五一の三まで

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田野内四五〇（次の図に示す部分に限る。）、四五一の一から四五一の三まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷菅生五八五の一、六五〇の一

二　指定の目的

水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字立岩一〇九の一、字名一四二の一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字立岩一〇九の一・字名一四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字殿宮一二五六、一二六三、一二七九

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字殿宮一二五六・一二六三・一二七九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十六号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　保安林予定森林の所在場所

名東郡佐那河内村上字大川原五の一六六

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大川原五の一六六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び佐那河内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百五十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和七年三月十八日

徳島県知事　後藤田　正純

一　指定の種別

第一種森林管理重点地域

二　指定の区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタニ一二の一、一三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一〇九、一〇九の二及び一二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二一、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七